

介護老人保健施設こみに
通所リハビリテーション運営規程

介護老人保健施設こみに通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 この規程は、医療法人社団博慈会（以下「本法人」又は単に「法人」という。）が開設する介護老人保健施設こみに（以下「当施設」又は単に「施設」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めるものである。

(事業の目的)

第2条 当施設の提供する通所リハビリテーション事業は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立案し又これを実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 運営に際しては、立案された通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めなければならない。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行ってはならない。
- 3 通所リハビリテーション事業の運営に際しては、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めなければならない。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めなければならない。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、その実施については利用者の同意を得て実施するよう努めなければならない。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得なければならない。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりである。

- (1) 施設名 介護老人保健施設こみに
- (2) 開設年月日 平成9年4月21日
- (3) 所在地 静岡県静岡市葵区赤松8番地の16
- (4) 電話番号 054-209-7000
- (5) 管理者名 東 茂 樹
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 2254180041

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種並びに員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | | |
|------------------------|-----------|----------|
| (1) 管理者 | 1人 | |
| (2) 医師 | 1人 | (兼務) |
| (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 1人 | (兼務) |
| (4) 看護師、准看護師若しくは介護職員 | 11人 | |
| (5) 栄養士 | 2人 | (兼務) |
| | (うち、管理栄養士 | 1人) (兼務) |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる職員の総括管理、指導を行うものとする。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的管理を行うものとする。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行うものとする。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行うものとする。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行うものとする。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行うものとする。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日
毎週月曜日から**金曜日**とする。但し、12月30日から**1月3日**までの日で予め別に定める日を除くこととする。
- (2) サービス提供時間
サービス提供時間は、09時50分から15時50分までとする。
- (3) 営業時間
営業時間は、08時00分から17時00分までとする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、1日75人とする。

(事業の内容)

第9条 当施設の実施する通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等機能訓練を専門とする職員によって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行うものとするほか、次のサービスを提供することとする。

- (1) 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施すること。
- (2) 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供すること。
- (3) 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施すること。

2 当施設では通所リハビリテーションのサービスの内容として、別に定める料金表の加算を設定するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 保険給付の自己負担額、食材料費を、別に定める料金表により支払いを受ける。

その他、加算料金(オムツ・パット等)・教養娯楽費に係る費用が必要となった場合は、利用者又は家族に説明し、同意を得たものにつき徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 当施設の通常の事業の実施地域は、静岡市内とする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第12条 施設職員は、利用者の施設利用に際し、特に次に掲げる事項については予め利用者並びにその家族等に対して十分な周知と理解を求め、利用者にとって快適な環境を提供するよう努めなければならない。

- (1) 利用者は、指定通所リハビリテーションの利用の中止、利用時間の変更等について事前に申し出て施設の了解を得なければならないこと。
- (2) 利用者は、サービス利用時の飲酒(酒気帯び含む)及び喫煙は原則認められていないこと。

- (3) 施設の設備及び備品については、危険防止のため、職員の管理下で利用するものであること。
- (4) 利用者の所持品については、サービス利用時に施設で一時保管するが、貴重品（現金・貴金属等）については持ち込まないものとする。
また、貴重品等の紛失等の場合も、施設はその責任を負えないこと。
- (5) 利用者の、他の利用者に対する宗教活動や迷惑行為・暴力行為（言動による威嚇等を含む。）等は慎むべきのものであること。

（非常災害対策）

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、法人の実施する危機管理担当者研修を終了した職員（危機管理監）を充てる。
 - (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。
点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）
年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練
年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底
随時
- 2 その他必要な災害防止対策についても、状況に応じて対応可能な体制を構築しなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第14条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備するものとする。
また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は、利用者に対し必要な措置を行わなければならない。

（掲示）

第15条 施設は通所リハビリテーション事業に関して、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他、利用者のサービスの選択に資すと認められる事項を掲示しなければならない。

（記録の整備）

第16条 施設は、職員、建物施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
2 施設は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結日から2年間保存しなければならない。

（地域との連携等）

第17条 施設は、通所リハビリテーション事業の運営に当たっては、市町村との連携に努めなければならない。
2 施設は、その運営に際して、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行なう等の地域との交流に努めなければならない。

(苦情処理)

- 第 18 条 施設は、提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けつけるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 施設は、提供した指定通所リハビリテーションに関し、市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行わなければならない。
 - 3 施設は、提供した指定通所リハビリテーションに関して国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行わなければならない。

(職員の服務規律)

- 第 19 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意しなければならない。
- (1) 通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこと。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第 20 条 法人及び施設は、施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(職員の勤務条件)

- 第 21 条 職員の就業に関する事項は、別に定める当法人の就業規則による。

(職員の健康管理)

- 第 22 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。但し、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第 23 条 通所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。
- 2 感染症の発生又は蔓延防止のために、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備しなければならない。
 - 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
 - 4 施設は、定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行わなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第 24 条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。
- 2 当法人は、法人職員又は施設職員に対して、法人職員又は施設職員である期間及び法人職員又は施設職員でなくなった後においても、正当な理由なしに、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を第三者に漏洩することがないように指導教育を適時行うほか、法人職員又は施設職員等が、法人又は施設が定める守秘義務に違反した場合、就業規則並びに関連規定に定めるところにより、懲戒解雇並びに損害賠償を含む厳正な処罰を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、通所リハビリテーションの定員を超えて利用させてはならない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報保護方針について、施設内に掲示しなければならない。
 - 3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団博慈会理事会において定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 26 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待の防止のための指針を整備する。(医療法人社団 博慈会 虐待防止マニュアルを参照)
- 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- 5 前 4 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
医療法人社団 博慈会 虐待防止委員・教育委員が担当する。
- 6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)

による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(付 則)

- この規程を、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程を、平成 15 年 8 月 16 日付で一部改正する。
- この規程を、平成 18 年 7 月 1 日付で一部改正する。
- この規程を、平成 20 年 1 月 15 日付で一部改正する。
- この規程を、平成 22 年 8 月 1 日付で一部改正する。
- この規程を、平成 24 年 4 月 1 日付で一部改正する。
- この規程を、平成 26 年 1 月 1 日付で一部改正する。
- この規程を、平成 27 年 4 月 1 日付で一部改正する。
- この規程を、平成 27 年 8 月 1 日付で一部改正する。
- この規程を、平成 28 年 7 月 1 日付で一部改正する。
- この規程を、令和 4 年 11 月 1 日付で一部改正する。
- この規程を、令和 6 年 1 月 1 日付で一部改正する。